

② いばらき防災大学 防災士の資格取得を応援します

市では、防災について総合的、体系的に学び地域防災のリーダーとなる「防災士」の資格取得を目指す方に 5,000 円の経費助成を行います。県が開催するいばらき防災大学を受講し、「防災士」の資格を取得しませんか。

自主防災組織をはじめ行政区・消防団等で活動されている方や、企業・学校等の防災担当者、防災に関心のある方は、ぜひお申し込みください。

日時 第1日目：令和2年2月8日（土）午前9時30分～午後4時20分
第2日目：令和2年2月9日（日）午前9時25分～午後4時30分
第3日目：令和2年2月16日（日）午前9時45分～午後4時20分
第4日目：令和2年2月22日（土）午前9時45分～午後2時25分

場所 水戸市役所4階中会議室（水戸市中央1-4-1）

対象 4日間の全日程に出席できる方

定員 市助成金対象者：35名（先着順） 受講会場定員：200名（先着順）

参加費 受験料11,000円（教本代、受験料、認証登録申請料）のうち5,000円助成

申込方法 窓口で直接お申し込みください。詳細については申し込み時にお知らせします。

申込期限 令和2年1月10日（金）

申・問 総務課（内線245） 笠間支所地域課（内線72112） 岩間支所地域課（内線73122）

③ 償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

昨年申告のあった方には、申告用紙または案内はがきを郵送していますが、新たに申告する方や申告用紙が届かない方は、税務課までご連絡ください。

申告が必要な方 ○令和2年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人

○令和2年1月1日現在、市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

※償却資産とは、個人または法人等で事業を営んでいる場合に、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など（土地・家屋を除く）のことです。

申告期限 令和2年1月31日（金）

問 税務課（内線112）

④ 固定資産税に係る各種届出をお願いします

固定資産税は毎年1月1日時点の状況により課税されます。建物を取り壊したり、土地の利用状況が変わったりした際は、税務課までご連絡ください。

また、所有者等に変更があった場合は、以下の書類の提出が必要となります。

相続人代表者指定届

固定資産（土地、家屋）の所有者が亡くなった場合

※固定資産の納税等の管理をする相続人代表者（相続人の中から決定）を指定してください。

家屋補充課税台帳登録名義人申告書（未登記家屋異動届）

登記されていない家屋を売買、贈与、相続した場合

※各種届出用紙は、税務課、各支所地域課に備え付けてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。（市ホームページトップページ⇒「税務関係申請書等」で検索）

問 税務課（内線112）